

| | | |
|---|--|----------------|
| 締約国に関する情報 I T | イタリア 一般情報 | 附属書 B 1 I T |
| 国内官庁の名称 | Italian Patent and Trademark Office (イタリア特許商標庁) | |
| 所在地及び郵便のあて名 | 19, via Molise, 00187 Roma, Italy | |
| 電話番号 | (39-06) 4705-5800 | |
| ファクシミリ装置 | (39-06) 4705-5632 | |
| 電子メール | uibm.pct@mise.gov.it | |
| インターネット | www.uibm.gov.it | |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | ファクシミリ装置 | |
| 送付することができる書類の種類 | 国際出願を除くすべての書類 | |
| 書類の原本提出義務 | 送付の日から14日以内に提出 | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1) | 受理する | |
| イタリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 | 出願人の選択によりイタリア特許商標庁、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照) | |
| 国内法令 ¹ は欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？ | 次の場合、出願は制限される： 居住者による出願 ² | |
| イタリアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 | 欧州特許庁(EPO)(国内段階参照) | |
| イタリアを選択できるか？ | できる(PCT第II章に拘束) | |
| 取得可能な保護の種類 | 欧州特許 | |
| 国際型調査に関するイタリアの規定 | なし | |

[次頁に続く]

1 2005年2月10日の法令No. 30, 第198条(1)。

2 イタリアにおいて90日よりも前に行われた国内出願に基づく優先権を主張しており、その国内出願が公の秘密保持規則の対象とされていない場合を除く。

I T

イタリア (続き)

I T

国際公開に基づく仮保護

欧州特許を目的とする指定の場合：

EPOがその公用語の1つにより提供された翻訳文により国際出願を公開した後、出願人は当該請求の範囲のイタリア語による翻訳文を公衆が利用できるようにした日から、又は実施者に伝達した日から、損害賠償を受け、並びに当該特許を侵害する物品及び当該物品を生産するのに使用された物の目録作成や差押えをすることができる。

イタリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報は、
附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照
